

PEOPLE WITH LEGAL MIND



特定非営利活動法人日本メディエーションセンターホームページおよびブログ(<http://www.npo-jmc.jp/>)
<http://mediation.cocolog-nifty.com/>

司法制度改革の流れでADR(Alternative Dispute Resolution / 裁判外紛争解決手続)が注目を浴びる中で、メディエーションという解決方法が知られるようになってきた。メディエーションとは一体どのような方法で、現在どのような状況にあるのか。また、今後どう展開するのか。特定非営利活動法人日本メディエーションセンターの代表理事である田中圭子氏と、事務局長で常任理事の安藤信明氏にうかがった。

「調停」とは一線を画す紛争解決方法

まず、特定非営利活動法人日本メディエーションセンター(以下、JMC)を設立された経緯からお聞かせください。

田中 2000年2月、国の司法制度改革に対し、消費者、市民の立場からの意見を反映させるため、全国消費者団体連絡会が事務局となり、賛同する多くの消費者団体や司法専門家が集まって司法制度改革研究会が開かれました。その中で「裁判官にもっと話を聞いてもらいたかった」、「調停人の説得に応じざるを得なかったが、全く納得できなかった」などの不満がたくさん出されました。それらを受けて2003年に、その研究会内のADRワーキンググループの有志で立ち上げたのがJMCです。そのような経緯があることから、JMCは「市民による、市民のための紛争解決・支援を目指し、一人ひと

りが大切にされながら生きていける社会をつくりたい」ということが活動の出発点となっています。

メディエーションは、「調停」とも訳されますが、法律手続きの「調停」とは違うのでしょうか。

田中 メディエーションは確かに「調停」という意味ですが、「調停」と言ったのでは、現行の法令によって制度化されている法律手続きそのもののイメージになってしまいます。私たちは、そこからの距離を置くことを出発点としているので、調停という言葉を使わずにあえて「メディエーション」という英語をそのまま使いました。したがって、第三者である調停委員が結論を提示して説得するということではなく、あくまでも解決するのは当事者本人同士であることを特徴としています。

JMCの活動内容は、

田中 現在行っている業務は3つあります。1つはもちろんメディエーションです。メディエーションとは、何かめごとやトラブルが起きたときに、お互いの事情や感情のすれ違いを1つずつ確認していく話し合いのことを言います。私たちは「聴く」、「伝える」といったトレーニングを受けたメディエーターと呼ばれる市民が第三者として話し合いに同席し、お互いの気持ちや言いたいことを確認する話し合いの場です。第三者と一緒に確認しながら話し合いを進めることで、お互いに納得のいく解決へ導くようにお手伝いします。また、もし双方が話し合いを希望しているときは、日本全国どこでもJMCの



田中圭子氏

特定非営利活動法人日本メディエーションセンター代表理事
JMC 研究所所長



安藤信明氏

特定非営利活動法人日本メディエーションセンター事務局長・常任理事／司法書士

特定非営利活動法人日本メディエーションセンター代表理事・JMC研究所所長

田中圭子(たなか けいこ)

消費生活アドバイザー、消費生活専門相談員、産業カウンセラー。日本火災海上保険株式会社(現日本興亜損保)退職後、国民生活センター(非常勤)等へ勤務。社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント協会消費生活研究所研究員、電子商取引推進協議会(ECOM)ADRプロジェクト研究員を経て、2003年より現職。財団法人法律扶助協会理事。

特定非営利活動法人日本メディエーションセンター事務局長・常任理事／司法書士

安藤信明(あんどう のぶあき)

アパレル専門店勤務後、司法書士事務所勤務。1996年司法書士登録。全国青年司法書士協議会副会長、社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部副支部長を経て東京司法書士会常任理事。日本司法書士会連合会ADR対策部委員。東京司法書士会調停センターセンター長、NPO司法過疎サポートネットワーク理事。

メディエーターを派遣しています。

メディエーションは、海外では古くからあるものなのでしょうか。

田中 メディエーションの手法は、紀元前5世紀に、既に孔子が行っていたとする説もありますが、一般的には17世紀に多様な移民がアメリカに集結したときのもめごと解決から生まれたと言われてしています。その後、公民権運動¹の中で、平等に紛争を解決するための工夫や、裁判所の負担軽減のための訴訟以外の方法の見直し、さらに企業内の労使問題や企業と住民の話し合いにおける活用、といった流れを経て、現在に至っています。一方、日本では従来、長老や権威者が互譲を促す調停というものが存在しましたが、ADR法²が制定された今、メディエーションは法律上の「調停」とは異なる紛争解決手段として注目を集めつつあります。

調停とメディエーションとの一番の違いはどこにあるとお考えですか。

田中 人と人とのもめごとは、法律だけでは解決できない問題や割り切れない感情があるものです。法律手続きで紛争の側面のいくつかは解決することができても、後に人間関係等に遺恨を残すことが多々あります。そこをうまく解決するところにADRの存在価値があり、メディエーションはまさにそのために当事者同士が納得いくまで話し合うという有効な解決方法だと思います。

普及に向けたトレーニング

JMCの活動内容の2つ目は。

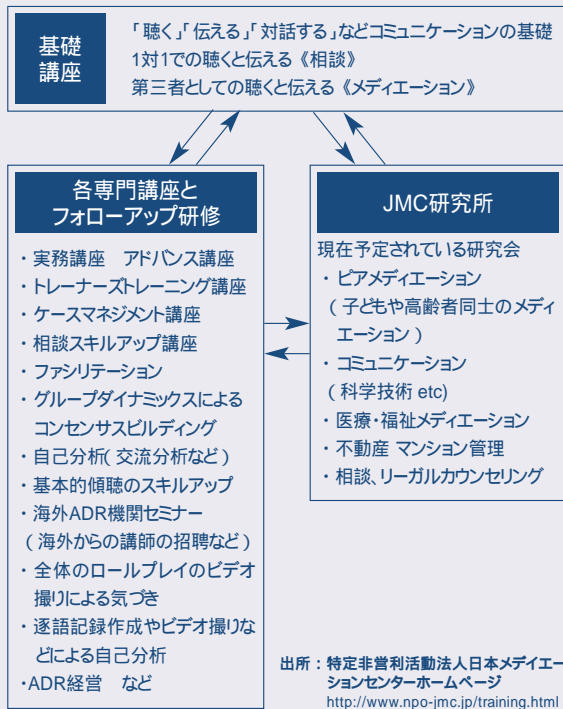
安藤 2つ目の活動は、一人でも多くの人にメディエーションを知ってもらうため、あるいはメディエーションという考え方を日常生活に取り入れてもらうために、メディエーションのトレーニングを行っています(次頁・資料参照)。メディエーション自体がまだ広く知られている状況ではないので、今の段階では、普及活動が活動の中心となっています。加えて、トレーニングを開催したり、外部からの要請を受けての講演会を開催したりしています。

どのような方がトレーニングを受講しているのですか。

安藤 大学生や企業の方、学校の先生、カウンセラーもいれば、病院関係者などさまざまです。また、講習会の講師として呼ばれることがありますが、その場合は、司法書士や土地家屋調査士、行政書士といった法律専門職の方が多いですね。

トレーニングの内容はどのようなものなのでしょうか。

安藤 現在のところ基礎講座、アドバンス講座、トレーナーズ・トレーニング、ケースマネジメントの4種類の講座があります。基礎講座は、メディエーションの前の段階である「コミュニケーションとはどういうものか」を考え直すというもので、1回30名くらいの規模で行っています。次



に、その上のアドバンス講座ですが、こちらは業務としてメディエーションに取り組もうとする人を対象に、その運営のノウハウなども含めて講義します。受講者の多くは法律専門職の方です。さらにトレーナーズ・トレーニングについては、2007年から始めて開講するのですが、これは視点が違い、トレーナーをす育成するトレーニングとなります。

これまでどのくらい受講されましたか。

安藤 JMC主催講座のみで約350名がトレーニングを受けています。

アドバンスの受講者は業務としてメディエーションを行うわけですが、メディエーションを行っていない基礎講座の受講生の方たちは、どのような目的で受講されているのでしょうか。

安藤 例えば、学校の先生であれば、保護者と生徒間のトラブル、あるいは保護者同士、生徒同士といったトラブルが発生する可能性があります。そのような場合、どのように話し合い、どのように解決に導けばよいのか、あるいはトラブルを深化させないために何ができるかを学ぶために受講されているようです。病院や企業も同様で、医師と患者の関係とか、会社の中での人間関係など、JMCは「いつでもどこでも、誰でもメディエーション」を目指しているのですが、メディエーションが活かされる場合は、日常生活の場にたくさんあるため、いろいろな方が受講されているのだと思います。

トレーナーズ・トレーニングは、今度初めて開催されるということですが、何名くらいの方が受講されるのでしょうか。

安藤 今のところ24名です。この方たちは、受講後、今度は教える側にまわることになりますが、受講資格は「基礎講座を受講していること」なので、やはりさまざまな方が受講されることになりそうです。

基礎講座というのは、どのくらいの時間をかけて行うのですか。

安藤 今までは1日7時間を3日間で約20時間行っています。

メディエーションとADR

欧米諸国では、日本と比べていわゆる法教育が進んでいるようです。幼児教育の段階から、何かが起きたときに友達同士で話し合ったりして、問題をどのように解決するかというようなことを訓練するようですが、日本の法教育についてはどうお考えですか。

田中 日本人は、基本的に「自分は法的なトラブルに遭うことはない」と考えている国民なので、いざ何かが起きると何をしたいのか分からないという事態に陥りがちです。そこで子どものころからの法教育が大事になってくるのだと思います。法教育というと、日本ではすぐに「法知識」の教育になりがちですが、実は本当に必要な法教育とは、「法的問題に遭遇したときに、自分がどうしたいのか、そのためには何をすればよいのか」ということを自分で考え行動する」ということを身に付けることだと思います。そして、何かが起きたときにまずコンタクトを取りたいのは、やはり自分の仲間(ピア)なのです。

これはJMCの3つ目の活動である研究所の事業内容になるのですが、そこでは子ども同士あるいは高齢者同士のピア・メディエーションといった、分野別、紛争別の研究や教育を行っています。さまざまなワークやロールプレイを通して、何か問題が生じたときに、同じ仲間としてあるいは第三者となって問題を解決する練習なのですが、大事なことは、あくまでも解決を第三者に依存するのではなく、自分の問題だと思ふことなのです。

ADRは、メディエーションのように、紛争解決を他人に委ねることなく、自分で考えて行うことが大事だと思うのですが、現状をどうお考えでしょうか。

安藤 人間同士のもめごとの解決に求められる専門性とは一体何だろうと考えるわけです。本当に法律専門職などの専門家が必要なのかどうか疑問に思っています。特にメディエーションの中で、法律専門職が発揮できる専門性というのがあるのか否か。そもそもメディエーションに法律的専門性は必要なのか。

田中 専門知識の出し方も大事だと思います。これまでは専門家が自分の判断で決めがちだったため、ADR

の場面でも当事者がなかなか満足できないことは多々ありました。そうではなく、最終的に当事者が納得できるように専門家の知識を発揮することができるような進め方、解決のプロセスが非常に大事だと思います。メディエーションの最大のメリットは当事者のニーズに合わせていかに柔軟なプロセスをとれるかということだと思っております。

安藤 メディエーションを想定して話をすると、メディエーターは何らかの法的な専門家である必要はないのです。むしろ専門家ではない方がいい。イメージとしては、メディエーターの周囲に専門家がいて、必要に応じて、柔軟に専門家の専門性を発揮してもらえばよい。ところが、現状では、このメディエーター的な役割の第三者自身が専門家であることがほとんどであるため、弊害が生じるわけです。

田中 メディエーションの相談で電話をいただいたときに、たまに紛争の解決を自分の主張を代わりに言って欲しいなど第三者に委ねたいと希望する人がいます。その場合は、私どもは「それは私どもの考え方とは異なってしまうので」とお断りする場合があります。その場合は然るべき機関などを紹介するようにしています。それとは逆に、本当はメディエーションが必要な人が法律専門職の方のところへ相談に行った場合には、その法律専門職の方がメディエーションを案内するような選択肢を提供すること、これも専門家としての役割だと思います。法律専門職の方は、一通り自分でなさろうとしますが、当事者を信じて任せることを支援することも、大事な役割だと思うのです。

各種相談機関同士の連携が大事

JMCとして、これから力を入れていきたいことは。

田中 やはり、何より先まずメディエーションの普及です。ADR法ができたことを契機に、身の回りの小さな問題でも、メディエーションという方法で解決ができるということ、多くの人に知ってもらうように活動していきたいと思っております。

安藤 メディエーションについて書かれた本がまだないので、そういったものも少しずつ出していって、皆さんの目に触れる機会が増えれば、徐々に普及していくと思います。問題は、時間がかかることですね。実際にメディエーションを使って解決したという事例が増えていけば加速度的に広まっていくと思うのですが、なかなかそうもいきません。

あとは、各相談機関との連携も重要です。先ほどお話ししたように、今の段階では、相談機関や専門家が相談を受けたときに、「メディエーション」という選択肢が示

されることはないのです。そのようなときに「メディエーションで解決しませんか」と言っていたらいいような場所が増えれば、ケースも増えていき、普及が早まるのではないかと思います。

日本司法支援センター(法テラス)も業務を開始し、一般の人の司法アクセスが身近になったと言われていますが、そこではメディエーションは紹介されません。あくまで「司法」アクセスなのです。市民のためということを最優先で考えるのが法テラスの使命であるなら、そこにメディエーションというADRの選択肢も加えてほしいと思います。

田中 メディエーションは欧米ではある時期に一気に広まったのですが、その背景には国や自治体の支援が欠かせませんでした。そうかといって、現段階でいきなり国などからの助成というわけにもいかないでしょうから、まずは多くの人に知っていただきたい、というのが願いです。

そのような意味では、国はADRを促進しようとしているわけですから、堂々と国に支援を要求できるのでは。

安藤 ADR法はADRを促進するのが目的でありながら、実際、条文の中身を見ると規制することばかりが書かれています。まず、この法律の理念をもう一度考え直さないとだめだと思います。今のADR法では、その基盤になる考え方は民事訴訟法にあり、そうである以上、さまざまなかたちのADRは普及しません。結局は裁判外紛争解決手続と言いながら訴訟がベースになっている、というのが今のADR法です。

田中 司法制度改革でADR法が制定されたことを考えれば、もっと紛争当事者の力を信じて、自分の問題、仲間の問題として紛争を解決するという方法をとることを、一般の人も考えなければいけないですし、そういう選択肢を示す法律専門家がたくさん現れてもいいのではないかと思います。

- 1 公民権運動：1950年代から1960年代にかけてアメリカの黒人(アフリカ系アメリカ人)が公民権の適用を求めて行った大衆運動。
- 2 ADR法：正式名「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律」。平成16年11月19日成立。平成16年12月1日公布。平成19年6月1日までの政令で定める日に施行。紛争の解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、国民の権利利益の適切な実現に資することを目的に、裁判外紛争解決手続についての基本理念等を定め、民間紛争解決手続(民間事業者が行ういわゆる調停・あっせん)の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等にかかる特例を定めている。



・mediation UK <http://www.mediationuk.org.uk/>
・レピン・小林久子『調停者ハンドブック 調停の理念と技法』(信山社出版・1998)
・Jerry Tyrrell『Peer mediation A process for primary schools』(Souvenir Press・2002)